

動物裁判-昔は動物も裁判にかけられていた! ?-

法文学部人文学科藤内ゼミ



フランス サヴィニー村の事件

1456年、フランスのある村で
ブタによる殺人事件がおこる



裁判でブタに死刑の判決

この他にもウマやウシが登場する裁判が…

ポイント1 「裁判」



- 裁判（刑事裁判）：悪いことをした人が本当に悪いことをしたのか、どんな罰を受けるか、法律（国のルール）に従って話しあったり決めたりする場

この「裁判」のしくみは1100年~1200年ごろ、ヨーロッパでできた
「トラブルの解決=裁判」

ポイント2 「自然・動物と人間の関係」



自然や動物は
怖いもの

変化

1000年~1200年ごろ
畑のための土地
かちく
家畜（人のために飼われた動物）

- 「聖書」（キリスト教のおしえ）：『他の動物や自然を支配しなさい』
（旧約聖書 創世記1章）

「人間のルールを自然や動物にもあてはめる」

ポイント1・2は同じ時代（1000年~1200年ごろ）に起きている！

まとめ~なぜ動物裁判がおこなわれたのか~

- ① 「裁判」のシステムが使われるようになった時代
- ② 人間のルールを自然や動物に使おうという考えが広まった時代

➡ 動物裁判